

千葉県農業再生協議会規約

平成16年3月26日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、千葉県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を千葉県農林水産部生産振興課内（千葉市中央区市場町1番1号）に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、荒廃農地等の再生利用、担い手の育成・確保等に資すること、また、施設園芸の省エネルギー対策を推進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換や稲作農業の体質強化を目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (3) 経営所得安定対策等の対象作物等の生産の目安の設定に関すること。
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 荒廃農地等の再生利用に関すること。
- (6) 担い手の育成・確保に関すること。
- (7) 施設園芸等燃油価格高騰対策の推進に関すること。
- (8) 攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関すること。
- (9) 稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること。
- (10) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。
- (11) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業に関すること。
- (12) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

千葉県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会千葉県本部
千葉県米穀集荷商業協同組合
千葉県
千葉県担い手育成総合支援協議会
千葉県耕作放棄地対策協議会
一般社団法人千葉県農業協会稲作部会

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 第1項の役員は次の者とする。

- (1) 会長 千葉県農林水産部長の職にある者
- (2) 副会長 千葉県農業協同組合中央会専務理事の職にある者
- (3) 監事 千葉県農業協同組合中央会JA経営支援部長の職にある者及び千葉県農林水産部
団体指導課農林検査室長の職にある者

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年以内とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員変更の特例)

第10条 役員が所属する機関の組織改正等により、第7条第2項各号に掲げる職名に変更があった場合は、第17条の規定にかかわらず、当該職名を変更後の職名に改正するものとする。

(役員解任)

第11条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

5 総会は、県協議会の目的を達成する上で緊急を要する等会長が必要と認めたときは、書面により開催できるものとする。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット等を活用して、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。

(5) その他県協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の4分3以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部長の職にある者
- (2) 全国農業協同組合連合会千葉県本部米穀部長の職にある者
- (3) 千葉県米穀集荷商業協同組合米穀事業部部長の職にある者
- (4) 千葉県農林水産部生産振興課副課長の職にある者
- (5) 千葉県農林水産部畜産課副課長の職にある者
- (6) 千葉県担い手育成総合支援協議会の幹事長の職にある者
- (7) 千葉県耕作放棄地対策協議会の幹事長の職にある者
- (8) 一般社団法人千葉県農業協会の幹事長の職にあたる者

3 幹事長は、千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部長の職にある者とする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部に所属する職員
- (2) 全国農業協同組合連合会千葉県本部米穀部に所属する職員
- (3) 千葉県米穀集荷商業協同組合に所属する職員
- (4) 千葉県農林水産部生産振興課及び畜産課に所属する職員
- (5) 千葉県農業会議及び千葉県農林水産部担い手支援課に所属する職員
- (6) 千葉県農林水産部農地・農村振興課に所属する職員
- (7) 一般社団法人千葉県農業協会の幹事長の職にあたる者

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。

5 事務局長は、千葉県農林水産部生産振興課長の職にある者とする。

6 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

7 事務局次長は、千葉県農林水産部生産振興課副課長の職にある者とする。

8 事務局次長は、事務局長を補佐して会務を処理し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。

(業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程

- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程
(書類及び帳簿の備付け)

第24条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名、職名、所属名を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第26条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 施設園芸等燃油価格高騰対策の補助金及び積立金
- (3) 攻めの農業実践緊急対策に係る補助金及び積立金
- (4) 稲作農業の体質強化緊急対策に係る補助金
- (5) 産地パワーアップ事業に係る補助金
- (6) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業に係る補助金
- (7) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 県協議会の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 県協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会議決を得た後、関東農政局千葉支局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第 32 条 この規約及び第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 33 条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより関東農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 34 条 実施しようとする事業の実施要綱その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 県協議会の設立初年度の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定によらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

3 県協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

4 県協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 29 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 平成 21 年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例により取り扱うものとする。

6 農業者戸別所得補償制度から経営所得安定対策への制度変更に伴う内容については、国の平成 25 年度当初予算成立後に施行することとし、平成 24 年産の農業者戸別所得補償制度に係る取組については、従前の例により取り扱うものとする。

7 平成 17 年 4 月 1 日 規約の一部変更

8 平成 18 年 4 月 1 日 規約の一部変更

9 平成 19 年 4 月 20 日 規約の一部変更

10 平成 20 年 4 月 28 日 規約の一部変更

11 平成 20 年 12 月 16 日 規約の一部変更

12 平成 21 年 3 月 13 日 規約の一部改正

13 平成 21 年 9 月 4 日 規約の一部変更

14 平成 22 年 6 月 9 日 規約の一部変更

15 平成 23 年 6 月 2 日 規約の一部変更

(千葉県農業再生協議会へ名称変更)

16 平成 24 年 6 月 20 日 規約の一部変更

17 平成 25 年 3 月 12 日 規約の一部変更

18 平成 25 年 5 月 28 日 規約の一部変更 (平成 25 年 4 月 1 日から適用する。)

19 平成 26 年 2 月 20 日 規約の一部変更

20 平成 26 年 6 月 13 日 規約の一部変更 (平成 26 年 4 月 1 日から適用する。)

21 平成 27 年 2 月 6 日 規約の一部変更 (平成 27 年 1 月 9 日から適用する。)

22 平成 27 年 6 月 17 日 規約の一部変更 (平成 27 年 4 月 9 日から適用する。)

- 23 平成28年3月23日 規約の一部変更
- 24 平成28年6月22日 規約の一部変更 (平成28年4月1日から適用する。)
- 25 平成29年3月14日 規約の一部変更
- 26 平成29年6月27日 規約の一部変更 (平成29年4月1日から適用する。)